

平成26年度 第4回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成27年1月15日（木）午後2時20分～午後5時15分
開催場所	松阪市クリーンセンター（桂瀬町） 松阪市役所 地下会議室
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学教授） 委員 坂本 聡子（司法書士） 委員 坂本 昇（税理士）
事務局	佐藤 契約監理担当参事 廣田 公共工事適正化担当監 刀根 契約監理課長 湯川 調達係長 渡邊 契約係長
議題	現地視察 ・松阪市クリーンセンター（桂瀬町） 議題1 入札及び契約の状況報告（平成26年10月から12月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題2 抽出事案の審議（坂本昇委員抽出） 議題3 随意契約に係る意見聴取について その他 次回開催日程及び抽出委員の選出等について

●現地視察（2時20分～3時00分）

3月に工事竣工を迎える松阪市クリーンセンター（桂瀬町）の現地視察を実施。市担当者及び請負業者（現場担当者）からの説明を受け施設内を視察。

【施設概要】 地上7階、地下1階、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
建築面積 約4,360平米、延床面積 約9,200平米

【工期】 平成24年3月14日～平成27年3月20日

委 員	事 務 局
●議題1 入札及び契約の状況報告	
・それではまず、10月から12月までの入札及び契約の状況報告として、工事の発注状況と、指名停止措置の運用状況について、事務局から一括して説明をお願いします。	・工事の発注状況について 第3四半期の入札件数は197件（内訳：工事178件、委託19件）、契約金額16億6942万4038円（内訳：工事15億8966万2800円、委託7976万1238円）、平均落札率は85.57%（内訳：工事86.14%、委託75.66%）、平均入札参加者数6.6社となっております。第1、第2四半期と合わせますと、451件（内訳：工事384件、委託67件）の発注となり、昨年同期は入札件数418件（内訳：工事342件、委託76件）でありましたことから、42件ほど増加をしております。発注増の主な原因としましては、今年度の台風による被災箇所の災害復旧工事によるものとなっております。 ・指名停止措置の運用状況について 第3四半期の指名停止の措置状況につきましては、資料記載のとおり1件ございました。 昨年8月兵庫県丹波市発注の消防自動車入札を巡り、指名停止対象業者の営業課長が市消防署係長から予定価格を聞き出し落札したとして、公契約関係競売入札妨害の容疑で兵庫県警に逮捕されました。このことについては、競売入札妨害又は談合として、松阪市指名停止等措置基準別表第2-4により、1年間の指名停止としたところでございます。 以上でございます。
●議題2 抽出事案の審議（坂本昇委員抽出）	
・今回の抽出しました事案は、前例にならって、落札率の高かった案件と、入札参加が少なかった案件を抽出事案とさせていただきました。それらの案件につきましては、事前に事務局で抽出事案リストを整理していただいておりますので、これに沿って確認を進めたいと思います。	・まず、この第3四半期に入札参加者が5社以下となった入札についてですが、ご覧のとおり全体で48件ございました。これは、前年の同時期46件とほぼ同数となっており、競争性の低下が想定されるところですが、5社未満の際にはくじの算出率を99.00%に設定することとしておりますので、結果として

まずは、今回抽出した案件の中でも、入札参加者が 5 社以下で落札率が 90%を超える案件については、21 件発生していますが、工事の特殊性によるものか、またこの時期における一過性のものなのかなど、特に入札参加者が 1 社となった案件については具体的な説明をお願いいたします。 次に、この四半期の発注の中で、入札不調が多く見受けられました。先ほど申し上げましたように、特に 26 年度は台風災害があり、その災害復旧工事において応札者が無い案件が多くありました。それらの原因やその後の対応を含めお伺いしたいと思います。 3 つ目としまして、長年、入札制度上の課題とされてきました「高値受注」についてですが、課題解消策として「低入札調査制度」の試行により 2 件の試行案件の入札を執行されています。この 2 件の結果をみて、入札の傾向や導入成果などの結果が得られていればお聞かせください。 以上 3 点を今回の具体的な抽出事案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。	は高値受注を抑制できた結果となっております。工事が集中し、業者の手持ち件数が増加するこの時期には、例年参加業者数が減少する傾向にあることから、この方法については効果的であると分析しているところです。 次に、落札率が 90%以上の高値受注となった案件ですが、全体で 6 件ございました。これらは全て最低制限価格を下回り落札外が多数発生することを期待し、高値で応札・受注となったもので、入札制度、最低制限価格制度の課題とされている部分でございます。前年も 4 件発生していますが、発注件数の増加分を考慮しますと、くじの算出幅を 1%に変更した効果もあったものと考えています。 次に、工事の特殊性や専門性からあらかじめ参加者数が限定される案件については、希望価格方式により発注していますが、今期の発注総数は委託も含めて 7 件であり前年度の 6 件とほぼ同数となっております。 次に、落札率 90%以上で参加者数が 5 社以下の案件ですが、全体で 21 件発生しております。特にこの内、参加者が 1 社となった案件については後ほど説明させていただこうと思います。 それでは、特に確認を要する案件として抽出いただきました、入札参加者が 5 社以下で落札率が 90%以上と高い案件の内から、特に参加者が少なく 1 社であった案件について、それぞれ改めて説明させていただきます。 ・公告 399 号の飯高地域資源活用交流施設温泉館改修工事につきましては、飯高町宮前にございます道の駅内の温泉施設における改修工事になります。この工事の特色としては、施設の休館日である水曜日、一週間おきの工事施工であり手間がかかること、また工事規模自体が小さいこと、飯高の立地条件から参加が見送られ、落札率も高くなったもの
--	---

	と考えております。 ・続いて公告 346 号の清生町団地 C2・C4・C11 棟屋上防水改修工事については、市営住宅における入居者があるままの工事施工で、入居者との各種調整が必要となり、現場着手ができないことがあったり、防水工事でもとから業者数も少ない業種であることからこの結果になったと考えております。この案件は一度入札不調となっており、県内業者に広げての再発注の結果でございます。 ・公告 405 号の東部簡易水道事業東又浄水場濁度計設置工事については、水道施設の計器取替え工事で、機械器具工事 750 点以上で実工事実績の条件を付しておりますが、全国業者で多くの業者数が見込めます。しかしながら、こちらも工事施工場所が飯高の山間部となり金額も少額であったことから参加が見送られたものと考えております。 ・続いて、公告 261 号の新松ヶ島町用水路改良工事につきましては、こちらも少額工事であること、農地の中における施工で仮設道も必要となるなどの施工条件から見送られたものと考えています。 やはり今期におきましても、全体的に少額である工事、施工条件が悪くスムーズな工程が見込みにくい、採算性の低い工事などにおいて、入札参加が少なく敬遠されている傾向が見受けられる結果となっております。 続いて入札不調の状況についてご説明いたします。今期のみで 33 件の不調が発生しております。前年同期の 9 件と比較しましても増加となっており、これについては、冒頭でもご説明いたしましたとおり、今年度は 3 つの台風の上陸により、その災害復旧工事の発注件数が大きく増加していることによるものでございます。これら災害復旧工事については、現場条件が悪く、少額な工事が大半であり、例年工事の発注時期が 12 月から 2 月頃までに集中することから、入札参加者が
--	---

	無く、入札不調となるケースが全国的にも課題となっております。本市におきましても、そのことについてあらかじめ想定されたことから、近隣工事については可能な限り工事を合冊して発注するとともに、手持ち工事件数の拡大や同日落札制限の撤廃、現場代理人の兼務を可能にするなど、通常時の入札参加条件等を緩和し対策しましたが、それをもってしても入札参加者がゼロとなる案件が多発する結果となったものです。 また、これに関する更なる対策として、不調発生後における入札契約事務の取り扱いについて、再度発注の一般競争入札、指名競争入札、競争見積合わせなどの方針を定め、また今年度発生災害のうち1月1日以降に発注する災害復旧工事については、①発注工期として繰越明許費を活用し工期延長を図ること。②手持ち工事制限の対象外とすること。③地域条件を撤廃するとともに、資格総合点数を発注基準に定める下限点以上とすること。以上3点について対策のうえ発注することで、入札不調を回避し、早期の工事着手を目指すことと考えております。 続いて、試行を進めております低入札価格調査制度における、具体案件について説明をさせていただきます。 1件目は、松阪市民病院厨房改修工事でございますが、設計金額3億円以上の発注基準により入札執行したものでございました。結果としては入札参加者2社となりまして、一般的に高額な建築工事につきましては、建築資材の高騰や技術者不足による人件費の高騰などが聞かれる中、三重県内においても入札参加者がなく不調となり、契約着工することができない案件が見受けられる状況です。その様な中、今回の入札においては、2社の応札があり、その様な状況も含め低入札とはなりませんでした。従来、従来の制度の中で落札者の決定、契約締結に至ることができまし
--	--

	た。 2 件目は、松阪市公共下水道事業大口排水区大口ポンプ場増設工事（流入渠・放流渠）でございますが、入札参加者 10 社のうち 9 社が低入札となっております。これは予定価格算出率が 99.91%となったため、多数の応札額が低入札調査基準価格を下回る結果となったものですが、その後の低入札調査により最低の価格で応札した業者を落札決定いたしました。この案件においては、従来の最低制限価格を下回る応札を全て一律落札外とする、入札制度、最低制限価格制度の不合理性、そのものを解決する典型の結果が現れたものと考えております。市にとっては、一定の履行担保を確保しながら、従来方式より 1700 万円程の安価契約が締結でき、応札者にとっては企業努力が報われる結果となったものと評価しております。 今年度においては、もう 1 件の試行案件を予定しております。試行を重ね、その結果、傾向の分析を行い、よりよい制度構築を進めてまいりたいと考えております。
・入札参加者が少なかった案件、特に 1 社となった案件については、参加条件が厳しかったものではないとの理解で良いのか。	・それぞれの工事種類によって、基本的に総合点数の制限などをしておりますが、参加可能業者数に競争性が確保できない程度のもではありません。やはり、発注時期、現場、施工条件、工事規模などが原因と考えております。
・入札不調に対する対策をとられているが、結果として発注時期によるもの、工期の課題が残る状況と見受けられる。対策は無いのか。	・必要な案件については繰越明許費を活用するなど年度をまたぐ発注を進め、年を通じて更なる早期発注を担当部局とも検討しております。災害が発生した際にでも発注、受注できる環境が確保できるよう、例年案件については早期に執行したいと考えています。
・以前からも話が出ていたと思うが、通常工事において、災害や雪氷対策の協力業者のみ	・災害復旧工事や雪氷対策の受注、協力の実績について何らかの評価を行う、例えば加

が参加できる入札案件を設定するなど、協力体制に効果があるのではないか。	措置や具体的な入札参加条件に設定することは過去から検討しているところです。実績案件が少ないと思うので、競争性の確保などの課題も残っています。より良い効果が出る方式を引き続き検討したいと考えています。
・低入札調査案件の試行結果からすると、当然に応札者の見積によっては、低入札とはならない、今回の建築工事のような結果もあるわけで、一律に過当競争が進むわけでもなく、工事種類であり、業者ごとの見積であり、市は安価に契約でき、企業努力も報われる、最低制限価格制度の弱点をカバーする方式と言えるが、今回の試行は発注者側、業者側双方の事務負担にも考慮された方式であったと思うが、試行案件についての事務負担などは想定範囲で行えたのか。	・前回の会議でもご議論いただいたとおり、国県などの方法によると、相当の期間及び事務的負担が応札者、発注者ともに求められ、調査の複雑さが、厳正な適否判断とあわせ、低入札の抑制にもなるかもわからないと説明させていただきました。しかしながら、本市としては過度な負担になり得る方法とはとるべきでないと考え、この試行方式を採用しており、手順としても予定どおりの内容で進めることができました。
・今回の案件で、具体的に新たな課題となることはあったか。	・事前調書など申請手続きに求める書類や、詳細な手続きについては、試行を続ける中でより良い手法を構築していきたいと思っています。また、開札手順の中では、開札を一旦保留して持ち帰り、審査・調査を進めることになり、遅くとも同日中には結果を出せるよう進めているが、通常案件と比べて時間がかかるので、入札者から結果はまだか、との問合せがあった。自動計算を行うためのシステム構築など制度の熟成とともに進めていきたいと考えています。
・業者側の低入札制度についての思いはどのようなものか。	・各社の企業努力の入札が従来と比べて報われる可能性があり、落札率が低下していくことの懸念はあると思います。それについては、先ほどご質問にもありましたように、工事種類、発注時期などによっても変化する、まさに業者ごとの企業状況、努力によって形となるものだと思います。限りの無い価格競争については、制度上、失格基準価格、積算内訳書の判定率により抑制していますので、

	今後試行を続ける中で固めて行きたいと考えています。
・低下への懸念はわからないでも無いが、競争の中では競争できる力を付けて欲しいという思いがある。業界の健全な発展、継続のため保護することも必要かもしれないが、入札の結果は、結果的に他の施策を縮小し、拡大することになる。決して経営が成り立たない金額ではいけないが、全体的なバランスを見る必要があると思う。	・市としても、限り無く安い契約を行うことを目的としているわけではありません。適正価格で適正履行が勿論、入札制度の合理性、競争性の確保を求めて進める必要があります。低入札契約の条件には、先ほど説明の失格基準や積算判定と合わせ、担当技術者の追加、契約保証の増加を求めています。時期や内容によっては競争が出来る業者と出来ない業者があるかも知れませんが、それも過度の競争への抑制力とも考えます。企業努力が報われず、不合理とも言われる高値落札は極力回避する、説明責任を果たせる制度づくりが必要と考えています。
・積算内訳書の審査の結果、失格となった場合には、そのまま次点候補者の審査になるのか。	・事前調書において、低入札となった場合の契約について、締結の意思を確認しております。結果として一番目の候補者が失格となった場合には、締結意思がある次点候補者の審査に入ります。
・制度の仕組みとしてはよいものと考えますが、将来的には、現在の対象工事 1 億円以上について拡大していくのか。	・もう暫く試行を続け、試行結果や双方の事務負担など、全体的な判断のもと、拡大などの検討もしていきたいと考えています。
●議題 3 随意契約締結に係る意見聴取について	
	・第 3 四半期では随意契約として 1 件の対象案件がありましたので、資料により説明いたします。 介護保険システム法改正対応業務委託 平成 27 年 4 月から施行される介護保険法改正に伴い、介護保険料（保険料段階の見直し等）、保険給付（一部保険者の自己負担割合増等）その他必要となる分野において現行システムの改修を実施するものです。介護保険システムを法改正に対応させ、4 月 1 日より稼働させる必要があります、それを実現できるのは現運用システムの導入及び保守運用補

このようなシステムを法改正により改修する際にはこのくらいの経費が必要となるのか。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、価格の妥当性については他市町の情報も収集しながら慎重に検討されたい。	助を請け負っている業者に限られることから随意契約を締結するものです。 システム改修費については、その内容により必要経費は変わってきます。今回の法改正に係る作業については、他の自治体への照会を行ったところ、同規模自治体においては同程度であったことから適正価格であると判断しております。
●その他 次回開催日程及び抽出委員の選出	
・次回開催日を平成 27 年 3 月 27 日（金）の 10：00 からとし、抽出委員は楠井委員長とする。	